

省エネ法に規定する著しく不十分である場合の判定基準について

平成22年秋期部会

省エネルギー措置が著しく不十分である場合の判定について、次のとおり取り扱う。

1 省エネルギー措置が著しく不十分である場合の判定基準

対象建築物	用途	著しく不十分の判定基準
第一種 及び 第二種 特定建築物	非住宅	性能基準において現行省エネルギー基準 ^{※1} の数値を1割を超えて上回る場合、仕様基準において評価点が90未満の場合
	住宅	<p>【外壁、窓等を通しての熱の損失の防止】 現行評価方法基準^{※2}第5の5温熱環境に関することにおける「等級3」以上に適合しない場合</p> <p>【空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用】 性能基準において現行省エネルギー基準^{※3}の数値を1割を超えて上回る場合、仕様基準において評価点が90未満の場合</p>

※1 平成11年通商産業省・建設省告示第1号

※2 平成13年国土交通省告示第1347号

※3 平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号

<参 考>

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による特殊建築物の届出等に係る運用基準

(H23. 4. 1~)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による特殊建築物の届出等に係る運用基準の改正

新旧対象表